

II. 補助事業

(1) 国際協力事業

日中・日印の首脳会議や省エネルギー・環境総合フォーラム、東アジアサミットでの「エネルギー協力イニシアティブ」、グリーンエイドプラン（GAP）政策対話等に基づく政府間合意、あるいは政府のアジア省エネルギープログラムや資源外交政策に沿って、エネルギー・資源消費量の増加が著しい中国、インドを始め、タイ、インドネシア、ベトナム等のアセアン諸国、あるいは資源外交重点国の南アフリカ等を対象として、地球規模でのエネルギー・環境の保全を目的に、我が国のエネルギー・資源の安定供給に資することを図りつつ、以下のとおり国際協力事業を行います。特に、平成 20 年度より新たに、省エネルギービジネス国際協力事業に取り組みます。

1) 研修生受入事業

東アジア等の発展途上国から 440 名の研修生を招聘し、日本の先進的な省エネルギー政策・法規、エネルギー管理等に関する研修を実施することにより、制度構築等を支援します。特に、最重点国の中国、インド及びアセアン各国を対象とした研修並びに政府高官対象の政策研修を実施します。また、中東、南アフリカ等のエネルギー・資源国を対象として、各国に適した省エネルギー推進・制度構築を支援する研修、さらに、平成 20 年度より新たに、東アジア諸国を対象として、省エネルギー目標作りを支援する研修を実施します。

2) 専門家派遣事業

アジアの重点国を中心に 82 名の専門家を派遣して、調査、セミナー及び工場・ビル等のエネルギー診断を実施することにより、現場におけるエネルギー管理を含む省エネルギー技術の普及や日本のエネルギー管理士制度等の法制度に関する情報提供や指導を行います。前述 1) の研修生受入事業と連携して、当該国に適した省エネルギー施策の立案、施策の推進及び普及活動の基盤構築についても支援します。

3) 省エネルギービジネス国際協力事業

我が国の省エネルギー政策や省エネルギー実施優秀事例、あるいはこれらの導入・普及に関する国際協力事例等を紹介する展示物を作成し、国内外で開催される国際展示会、工業会等が主催の展示会等で紹介します。また、平成 20 年度より新たに、海外での国際展示会等を活用して、我が国の優れた省エネルギー技術や機器を紹介し、省エネルギービジネスマッチングに協力します。平成 19 年度に初めて実施した ENEX 展における国際展示ブースの開設を平成 20 年度も計画し、ENEX 展への海外からの訪問者に対する情報提供にも努めます。

4) アジア省エネルギー協力センター

アジア省エネルギー協力センターは、省エネルギー政策や技術に関する各種情報の発信や問い合わせに対する回答を実施するワンストップサービスの機能を果たすように努めます。また、エネルギーに関する情報を有する国内外の政府関連機関とのネット

ワークを構築し、エネルギーに関するあらゆる情報の情報源を紹介する等の窓口業務も実施し、発展途上国への情報提供サービスの向上に努めます。

5) 国際エネルギー使用合理化基盤整備事業

ASEAN Center for Energy (ACE) 等のアセアン機関を通じて、アセアンが進める省エネルギープログラムに資する協力活動として、アセアン諸国（10 箇国）の主要産業及びビルの省エネルギー推進、エネルギー管理基盤整備を支援します。平成 19 年度までは省エネルギー技術移転や普及基盤の整備強化に重点を置いた支援をしてきましたが、平成 20 年度はこれまでに蓄積した日本の支援成果をアセアン諸国の自立発展的に活用する段階の支援に移行します。

6) 情報収集・分析調査事業

アジア太平洋経済協力 (APEC)、国際エネルギー機関 (IEA) 等の国際会議の専門家会合への出席を通じて、また、アセアン、中国、インド等東アジアサミット参加国、その他のエネルギー・資源等に関する関係強化を必要とする発展途上国のエネルギー関連機関との情報交換を通じて、我が国の対途上国省エネルギー推進支援策立案に資する最新情報の収集・分析を行います。また、先進国を含む国内外の最新省エネルギー情報を収集・分析し、Web サイト等により情報を提供します。さらに、国際会議等を通じて、我が国の省エネルギー対策推進状況を各国に紹介します。

(2) 診断指導事業

1) 工場に対する診断指導事業

省エネ法においてエネルギー使用状況等の定期報告が義務付けられた中堅工場（第二種エネルギー管理指定工場等）及び省エネルギーへの取り組みが遅れている中小企業に対し、具体的な診断アドバイスを行い、省エネルギー対策の普及指導に努めます（合計約 600 件）。また、ESCO 事業が普及するように協力します。

2) ビルに対する診断指導事業

省エネ法においてエネルギー使用状況等の定期報告が義務付けられた中規模ビル（第二種エネルギー管理指定工場等）及び大規模ビル（第一種エネルギー管理指定工場）の省エネルギー診断を行い、さらに、自治体、大学、商店街等についても省エネルギー診断を実施します（合計約 600 件）。具体的な診断アドバイスを行い、省エネルギー対策の普及指導に努めます。また、ESCO 事業が普及するように協力します。

1) 及び 2) を実施する際に、省エネルギー診断で得られたデータを統計的に集計解析し公表するとともに、工場における省エネルギー対策事例の普及指導並びに自治体、学校、スーパー、ホテル、百貨店等ビルの業種の実態に配慮した省エネルギー方策の普及指導の強化に努めます。

3) ESCO 事業導入支援事業

診断指導事業にて省エネルギー診断を受け、技術的、資金的な要因により省エネ

ギー対策が進まなかった中堅・中小企業に対し、ESCO 事業を導入して省エネルギー対策を促進することを目的として、当該企業の ESCO 事業導入費の 1/2 を補助する支援事業を、平成 20 年度より新たに行います。

4) 船舶に対する診断指導事業

国内各地の貨物輸送を担っている海上輸送について、省エネルギー余地の大きい内航船や漁船等の省エネルギーを推進するために、現地調査等を実施し、内航船や漁船等の省エネルギー診断に係る調査を行います。

5) 省エネルギー設備機器メーカー情報提供

省エネルギー設備機器の導入を検討する省エネルギー診断を受診した事業者等の利便を図るため、Web サイトを通じて最新の設備機器メーカー情報を提供します。

(3) アイドリングストップ自動車導入補助事業

自動車の省エネルギー対策の一つであるアイドリングストップの普及を図るため、トラック、タクシー及び乗用車の 5,800 台を目標に、対象車両または後付装置の購入者に対して、既存車の価格との差額または後付装置購入価格の 1/2 を補助する事業を行います。

(4) 物流等省エネルギー対策導入調査事業

物流分野の省エネルギー対策を推進するため、発荷主、着荷主、物流事業者等の立場の異なる複数の事業者が関与する物流事業について、これら事業者の連携によって実現できる効率的、かつ、効果的な物流の省エネルギー対策及びその実施に当たっての問題点の事前調査を拡充します。この調査で得られた方策、アプローチ等について、荷主企業、物流事業者等の関係者に広く普及啓発します。